

2020年 10月 のニュースレター

Topic

<2020年度 法人税（CIT）30%減額に関するDecree>
- Decree No.114/2020/NĐ/CP -

- 概要
- 重要ポイント

2020年度 法人税（CIT）30%減額

< 2020年度 法人税（CIT）30%減額について >

➤ 概要

2020年度法人税（CIT）の30%減税の適用方法を詳述するため、2020年9月25日にて政府よりDecree No.114/2020/ND/CPが公表されました。

当該Decreeの効力発生日は Resolution No.116/2020/QH14と同じです(2020年8月3日より効力を生じます)。そして、法人税（CIT）30%減税は、2020年度の課税年度に適用されます。

< 2020年度 法人税（CIT）30%減額について >

➤ 重要ポイント

- ❖ 年間合計収入が2,000億ベトナムドンを超えない企業及び組織は、2020年度法人税（CIT）30%減税の適格性を有します。
- ❖ 合計収入とは、2020年度の課税年度に計上された、売上高、手数料及びサービス提供から生じた収入の合計として定義されます。
- ❖ 法人税に関するLaw No.14/VBHN-VPQH第18条第3項に規定される事業活動から生じた収入が含まれます。例えば、石油・天然ガス・他の希少資源・鉱物についての探査および開発からの収入、特別売上税等の対象となるサービス提供による収入等です。
- ❖ 2020年度の課税年度とは、暦年（1月から12月までの1年間）または法定会計年度（暦年とは異なる）を指します。当該会計年度が暦年と異なるケースで、法人税（CIT）30%減税がどのように適用されるのか明らかになっていない状況です。



< 2020年度 法人税（CIT）30%減額について >

- ❖ 収入が2,000億ベトナムドン以下であると予測される場合は、四半期ベースの法人税（CIT）納付額の70%を四半期ごとに納付することが容認されます。
- ❖ 会社が享受しうる税制上の優遇措置を考慮した上で計算される法人税（CIT）納付額に関して30%減税額が計算されます。
- ❖ 2020年度の課税年度についての法人税（CIT）修正申告または税務調査後の追徴税額に関して30%減税を受けることができます。
- ❖ 企業は、法人税（CIT）予定納付および年度申告の際に、法人税（CIT）減税の適格性があるか自己判断することになります。
- ❖ 法人税（CIT）減税のための様式フォームがあります。
- ❖ なお、企業が減税の適格性を有しないと決定がなされた場合は、将来の税務調査にて検出されたとすると、延滞税および行政上の罰金が課されます。



お問い合わせ

日本 親会社

- ▶ 黒澤合同事務所グループ
- ▶ 所在地：東京都中野区中野4丁目4番11号
- ▶ URL: <https://www.kurosawa.gr.jp/>

ベトナム 子会社

- ▶ Kurosawa Consulting Vietnam Co.,Ltd
- ▶ 所在地：Floor 1B, 116-118 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, HCMC
- ▶ URL: <http://kurosawa-vn.com/> (JP-EN-VN)
- ▶ 日本語のホットライン：+84-89-808-2232
(井上 陽子) yoko.inoue@kurosawa.vn
- ▶ ベトナム語/英語のホットライン：+84-90-139-2232
(Nguyen Truong Hiep) contact@kurosawa.vn

